

岩手県告示第5号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、令和6年度岩手県県民経済計算及び市町村民経済計算のための基礎調査（以下「調査」という。）を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

令和8年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査の目的 県内の営利法人、官公庁等の経済活動の実態を総合的に把握し、県民経済計算及び市町村民経済計算の基礎資料とすること。

2 調査対象の範囲 令和6年4月1日現在において県内に事業所を有する営利法人のうち別表に掲げる業種に属する事業を営む法人、国及び地方公共団体の官公庁並びに政府関係機関等

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 次に掲げる事項の全部又は一部

ア 法人企業経済調査

(ア) 基本的事項

a 企業名

b 企業の所在地

c 事業の内容

d 資本金又は出資金

e 決算期

f 従業員数

(イ) 経理状況（損益計算書）に関する事項

(ウ) 資産の保有状況に関する事項

a 棚卸資産額

b 営業用設備の増減額

イ 事業収支の状況、資産状況等の調査

(ア) 官公庁、政府関係機関等の名称

(イ) 所在地

(ウ) 職員数

(エ) 事業収支の状況

(オ) 資産の状況

ウ 国家財政収入支出調査

(ア) 官公庁、政府関係機関等の名称

(イ) 所在地

(ウ) 職員数

(エ) 歳入歳出決算額

エ 共済組合掛金及び給付状況調査

(ア) 共済組合等の名称

(イ) 所在地

(ウ) 組合員数

(エ) 掛金及び給付金額

オ その他調査の目的を達成するために必要と認める事項

(2) 基準となる期日又は期間 令和7年3月31日現在で同日以前1年間（同日が決算日でない場合にあっては、同日に最も近

い決算日以前 1 年間)

- 4 報告を求めるもの 2 に同じ。
- 5 報告を求めるために用いる方法 知事が配布する別に定める調査票に調査対象者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。
。
- 6 報告を求める期間 令和 8 年 1 月 7 日から同年 3 月 31 日まで

別表（2 関係）

S N A 経済活動別分類	調査の範囲
電気・ガス・水道業・廃棄物処理業	統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和 5 年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる中分類 34—ガス業又は 35—熱供給業
運輸・郵便業	日本標準産業分類に掲げる中分類 42—鉄道業、47—倉庫業又は 48—運輸に附帯するサービス業
情報通信業	日本標準産業分類に掲げる中分類 38—放送業
金融・保険業	日本標準産業分類に掲げる中分類 62—銀行業又は 63—協同組織金融業